

○日本育英会の財務及び会計に関する省令

昭和59年8月7日

文部省令第43号

改正 昭和63年12月26日文部省令第40号

平成9年6月24日文部省令第30号

平成12年10月31日文部省令第53号

平成13年3月30日文部科学省令第24号

平成13年11月22日文部科学省令第79号

平成15年3月31日文部科学省令第19号

日本育英会法（昭和59年法律第64号）第37条の規定に基づき、日本育英会の財務及び会計に関する省令を次のように定める。

日本育英会の財務及び会計に関する省令

（経理原則）

第1条 日本育英会（以下「育英会」という。）は、その財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生的事実に基づいて経理しなければならない。

（経理方法）

第2条 育英会の会計においては、貸借対照表の勘定及び損益計算書の勘定を設け、貸借対照表の勘定においては、資産、負債及び資本を計算し、損益計算書の勘定においては、収益及び費用を計算する。

2 育英会は、その経理を明確にするため、前項のそれぞれの勘定の内訳として、日本育英会法（昭和59年法律第64号。以下「法」という。）第22条第1項の第二種学資金の貸与に係る経理について特別勘定を、その他の経理について一般勘定を設けるものとする。

（予算の内容）

第3条 法第28条の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第4条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

- (1) 第7条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとに、その負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由
- (2) 第8条第2項の規定による経費の指定
- (3) 第9条第1項ただし書の規定による経費の指定
- (4) 長期借入金の借入れ及び日本育英会債券の発行の限度額
- (5) その他予算の実施に関し必要な事項

（収入支出予算）

第5条 毎事業年度における育英会のすべての収入及び支出は、収入支出予算に計上しなければならない。

2 収入支出予算は、第2条第2項の規定により内訳として設けた勘定ごとに、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

(予備費)

第6条 育英会は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2 育英会は、第8条第2項に規定する経費以外の経費に予備費を使用したときは、直ちに、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出は、使用の理由並びに金額及びその積算の基礎を明らかにした書類により行うものとする。

(債務を負担する行為)

第7条 育英会は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、その業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて文部科学大臣の認可を受けた金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

(支出予算の流用等)

第8条 育英会は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、支出予算の実施上必要があるときは、第5条第2項の規定による区分にかかわらず、同一勘定内において流用することができる。

2 育英会は、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ、文部科学大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

3 育英会は、前項の承認を受けようとするときは、流用又は使用を必要とする理由並びに金額及びその積算の基礎を明らかにした書類を文部科学大臣に提出しなければならない。

(支出予算の繰越し)

第9条 育英会は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出の決定を終わらなかつたものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければ、繰り越して使用することができない。

2 育英会は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに、繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を文部科学大臣に提出しなければならない。

3 育英会は、第1項の規定により繰越しをしたときは、支出予算の区分ごとに次に掲げる事項を記載した繰越し計算書により、翌事業年度の5月31日までに、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(1) 繰越しに係る経費の支出予算現額

(2) 前号の経費の支出予算現額のうち支出決定済額

(3) 第1号の経費の支出予算現額のうち翌事業年度への繰越額

(4) 第1号の経費の支出予算現額のうち不用額

(事業計画及び資金計画の作成)

第10条 法第28条の事業計画には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。

- (1) 法第21条第1項第1号に規定する学資の貸与に関する事項
- (2) 法第21条第1項第2号に規定する学生及び生徒の補導に関する事項
- (3) 法第21条第1項第3号に規定する施設の設置及び経営に関する事項
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、育英会の目的を達成するために必要な業務に関する事項

2 法第28条の資金計画には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。

- (1) 資金の調達方法
- (2) 資金の使途
- (3) その他必要な事項  
(事業計画、予算及び資金計画の認可申請)

第11条 育英会は、法第28条前段の規定により事業計画、予算及び資金計画について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に提出しなければならない。

- (1) 認可を受けようとする予算の積算の基礎を明らかにした書類
- (2) 前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- (3) 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- (4) その他当該事業計画、予算及び資金計画の参考となる書類

2 育英会は、法第28条後段の規定により事業計画、予算及び資金計画の変更について認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第1号、第3号及び第4号の書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(収入支出等の報告)

第12条 育英会は、毎月、収入及び支出については第5条第2項の規定による収入支出予算の区分に従いその金額を明らかにした報告書を、第7条の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書を作成し、翌月末日までに、文部科学大臣に提出しなければならない。

(業務報告書)

第13条 法第30条第1項の業務報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 育英会の概要に関するものとして次に掲げる事項
  - イ 事業内容
  - ロ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
  - ハ 当該事業年度末及び前事業年度末（以下この条及び第15条において「両事業年度末」という。）における基金額及び政府からの出資金額並びに当該事業年

- 度におけるそれぞれの増減
- ニ 役員の定数並びに役員ごとの氏名，役職，任期及び経歴
  - ホ 両事業年度末における職員の定数及び当該事業年度におけるその増減へ 沿革
  - ト 設立に係る根拠法の名称
  - チ 主務大臣は文部科学大臣であること
  - リ 審議等機関（育英会の業務，運営その他の事項に関し審議又は議決を行うために法律に基づき育英会に置かれる機関をいう。）の名称及び業務内容並びにその構成員の氏名
  - ヌ その他必要と認められる事項
- (2) 当該事業年度における事業及び当該事業年度開始の日前に開始した各事業年度のうち必要と認められる事業年度（以下この条において「必要事業年度」という。）における事業の実施状況
- (3) 当該事業年度及び必要事業年度における育英会の借入金の借入先，借入れに係る目的及び借入金額（財政融資資金又は産業投資特別会計からの借入金（第15条において「財政融資資金等借入金」という。）がある場合には，当該借入れに係る目的及び金額を含む。）
- (4) 当該事業年度及び必要事業年度において育英会が受け入れた国庫補助金等の名称並びに受入れに係る目的及び金額
- (5) 育英会が議決権の過半数を実質的に所有している会社（以下この条において「子会社」といい，育英会及び子会社又は子会社が議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社は，育英会の子会社とみなす。）及び育英会（育英会が子会社を有する場合には，当該子会社を含む。）が議決権の100分の20以上，100分の50以下を実質的に所有し，かつ，育英会が人事，資金，技術及び取引等の関係を通じて財務及び営業の方針（以下この条において「財務等方針」という。）に対して重要な影響を与えることができる会社（以下この条において「関連会社」という。）並びに育英会の業務の一部又は育英会の業務に関連する事業を行つている公益法人等であつて，育英会が出資，人事，資金，技術及び取引等の関係を通じて財務等方針の決定を支配し，又は財務等方針に対して重要な影響を与えることのできるもの（以下この条及び第15条において「関連公益法人」という。）に関するものとして次に掲げる事項
- イ 子会社及び関連会社（以下この条及び第15条において「関係会社」という。）並びに関連公益法人の概況（育英会と関係会社及び関連公益法人との関係を図示した系統図を含む。）
  - ロ 関係会社の名称及び事務所の所在地，資本金の額，事業内容，役員の数及び代表者の氏名，職員数，育英会の持株比率並びに育英会との関係
  - ハ 関連公益法人の名称及び事務所の所在地，基本財産の額，事業内容，役員の数及び代表者の氏名，職員数並びに育英会との関係

(6) 育英会が対処すべき課題

(決算報告書)

第14条 法第30条第1項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の決算報告書には、第4条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を記載しなければならない。

(収入支出決算書)

第14条の2 前条第1項の収入支出決算書には、収入支出予算の区分ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 収入

- イ 収入予算額
- ロ 収入決定済額
- ハ 収入済額
- ニ 収入予算額と収入決定済額の差額

(2) 支出

- イ 支出予算額
- ロ 前事業年度からの繰越額
- ハ 予備費の使用の金額及びその理由
- ニ 流用の金額及びその理由
- ホ 支出予算現額
- ヘ 支出決定済額
- ト 支出済額
- チ 翌事業年度への繰越額
- リ 不用額

(債務に関する計算書)

第14条の3 第12条第1項の債務に関する計算書には、第7条の規定により負担した債務につき、事項ごとに、前事業年度末における負担した債務の残額、当該事業年度に負担した債務の金額、当該事業年度においてそれらについて支出した金額及び当該事業年度末における負担した債務の残額並びにその行為に基づいて支出すべき年限を記載しなければならない。

(附属明細書)

第15条 法第30条第3項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 出資者並びに両事業年度末における出資者ごとの出資額及び当該事業年度におけるその増減の明細（政府から出資を受けている場合にあつては出資に係る国の会計区分（一般会計又は特別会計の別及び特別会計の場合は当該特別会計の名称をいう。以下この条において同じ。）及び根拠規定を、地方公共団体その他の団体から出資を受けている場合にあつては出資に係る根拠規定を含む。）

- (2) 主な資産及び負債に関するものとして次に掲げる事項
- イ 育英会の長期借入金（財政融資資金等借入金を含む。）の借入先，両事業年度末における借入先ごとの額及び当該事業年度におけるその増減その他の長期借入金に係る明細
  - ロ 育英会が発行する債券の銘柄（政府保証債にあつてはその旨，政府引受債にあつてはその旨及び引受先），両事業年度末における銘柄ごとの残高及び当該事業年度におけるその増減その他の債券に係る明細
  - ハ 引当金及び特別法上の引当金等（法令の規定により引当金又は準備金の名称をもつて計上しなければならない引当金又は準備金をいう。）の種類並びに両事業年度末における種類ごとの額及び当該事業年度におけるその増減その他の引当金及び特別法上の引当金等に係る明細
- ニ 現金及び預金，受取手形，売掛金，たな卸資産，支払手形，買掛金，短期借入金，未収金，未収収益，未払金，未払費用その他の主な資産及び負債に係る明細
- (3) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細
- (4) 育英会が関係会社の株式を所有している場合における当該関係会社の名称，1株当たりの額，両事業年度末における所有株数，取得価格及び貸借対照表計上額並びに当該事業年度におけるそれぞれの増額その他の育英会が所有する関係会社の株式に係る明細
- (5) 育英会が他の団体等に対して出資を行った場合における当該団体等の名称，1株又は1口当たりの額，両事業年度末における所有株数又は所有口数，取得価格及び貸借対照表計上額並びに当該事業年度におけるそれぞれの増減その他の出資に係る明細
- (6) 関係会社に対する債権及び債務の明細
- (7) 主な費用及び収益に関するものとして次に掲げる事項
- イ 当該事業年度に受け入れた国庫補助金等の名称，当該補助金等に係る国の会計区分，当該補助金等と貸借対照表及び損益計算書における関連科目との関係その他の補助金等に係る明細
  - ロ 育英会の役員及び職員の給与費の明細
  - ハ その他主な費用及び収益の明細であつて，関連公益法人の基本財産に対する拠出その他育英会の業務の性質上重要と認められるものの明細

（閲覧期間）

第16条 法第30条第3項の文部科学省令で定める期間は，5年とする。

（借入金の認可申請）

第17条 育英会は，法第32条第1項の規定により長期借入金又は短期借入金の借入れの認可を受けようとするときは，次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- (1) 借入れを必要とする理由

- (2) 借入金の額
- (3) 借入金の借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法
- (7) その他必要な事項

2 前項の規定は、育英会が法第32条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとする場合について、準用する。

(償還計画の認可申請)

第18条 育英会は、法第34条の規定により長期借入金及び日本育英会債券の償還計画の認可を受けようとするときは、法第28条前段の規定により認可を受けた後1月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画を変更する場合には、その都度提出しなければならない。

- (1) 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先
- (2) 日本育英会債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法
- (3) 長期借入金及び日本育英会債券の償還の方法及び期限
- (4) その他必要な事項

(恩賜基金)

第19条 育英会は、恩賜基金を設け、恩賜金をもってこれにあてるものとする。

2 前項の恩賜基金については、他の財産と区分して管理し、文部科学大臣の承認を受けなければ、処分することができない。

(会計規程)

第20条 育英会は、その財務及び会計に関し、法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、あらかじめ、文部科学大臣の承認を受けて、会計規程を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の会計規程は、育英会の事業の能率的な運営と予算の適正な実施に役立つように定めなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年12月26日文部省令第40号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年6月24日文部省令第30号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の省令の規定は、平成8年4月1日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、

なお従前の例による。

附 則（平成12年10月31日文部省令第53号）抄  
（施行期日）

第1条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成13年3月30日文部科学省令第24号）抄

1 この省令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月22日文部科学省令第79号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日文部科学省令第19号）

この省令は、平成15年4月1日から施行する。